

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋を出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
6/1	水	浜改田
2	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村
6	月	十市（南部）、天行寺、成合
7	火	片山、里改田
8	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
9	木	稲吉、西窪、新川、東崎（西部）
10	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
11	土	篠原、明見
13	月	下啗内、物部、久枝（開田）
14	火	稲生
15	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
16	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
17	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区（たちばな改良住宅・小籠住宅を含む）
18	土	祈年（たちばな改良住宅を除く）、東崎（東部）、駅前町
20	月	野田（西野田町1丁目を除く）、天行寺
21	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
22	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
23	木	久礼田、植田
24	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
25	土	十市（北部）、緑ヶ丘
27	月	国分、比江、左右山、岩村
28	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を除く）
7/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市（南部）、天行寺、成合
5	火	片山、里改田

*黒い袋、肥料やお米の袋などで中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集（新聞紙・雑誌・紙パック・衣類）

と き	地 区
6月6日・20日 （第1・3月曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎（西部）、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
6月7日・21日 （第1・3火曜日）	下島、田村（ハィス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
6月1日・15日 （第1・3水曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
6月13日・27日 （第2・4月曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
6月14日・28日 （第2・4火曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（ハィス北）、岩村、下啗内
6月8日・22日 （第2・4水曜日）	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
7月4日・18日 （第1・3月曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎（西部）、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
6/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
2	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
3	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
4	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
6	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
7	火	領石、植野、久礼田、植田
8	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
9	木	立田、田村
10	金	後免町、野田
11	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
13	月	十市（南部）
14	火	東崎（東部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
15	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
16	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
17	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
18	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
20	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
21	火	領石、植野、久礼田、植田
22	水	稲生
23	木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
24	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
25	土	国分、比江、左右山、北小籠
27	月	下啗内、物部、久枝（開田）
28	火	久枝（開田を除く）、下島、前浜
7/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）

*空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
6月6日・20日 （第1・3月曜日）	天行寺
6月2日・16日 （第1・3木曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎（西部）
6月3日・17日 （第1・3金曜日）	下島、田村（ハィス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
6月4日・18日 （第1・3土曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
6月9日・23日 （第2・4木曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
6月10日・24日 （第2・4金曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（ハィス北）、岩村、下啗内
6月11日・25日 （第2・4土曜日）	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
7月1日・15日 （第1・3金曜日）	下島、田村（ハィス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町

情報公開制度

■行政情報公開制度とは

行政情報の公開は、南国市行政情報公開条例に基づき、公開請求できることになっています。

南国市行政情報公開条例は、公開するための手続きや公開することの判断基準を定めた条例です。

しかし、公開を目的とした情報や従来から公開の請求をしなくても提供されてきた情報などについては、これまでどおり取り扱われます。

◎平成22年度
行政情報公開条例による公開請求と処理状況

公開請求件数	処理状況	不服申立
204	公 開 110	－
内訳	一部公開 47	－
（市長部局 141	非 公 開 37	－
市長部局外 63	却 下 10	－
	取り下げ 0	－

「南国市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区資料」など110件の文書は、その全部を公開しました。「都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築計画申請書」など47件の文書は、特定の個人に関する箇所があり、その部分を除いたものを公開しました。非公開は37件で、該当文書が不存在および行政情報に該当しないため非公開としました。南国市行政情報公開条例で規定する不服申し立ては、ありませんでした。

知って得する国民年金

希望の月から納付書で前納できます

国民年金保険料を納付書で納付する場合は、希望の月から平成24年3月分までの間を前納することができます。例えば、

・平成23年6月分から平成24年3月分まで納付書で前納すると148,010円。

毎月納付の場合は150,200円（月額15,020円×10カ月）。毎月納付と比較すると、2,190円割引となります。

・平成23年7月分から平成24年3月分まで納付書で前納すると133,430円。

毎月納付の場合は135,180円（月額15,020円×9カ月）。毎月納付と比較すると、1,750円割引となります。

◎前納を希望する月の月末（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）が納付期限となります。

◎過ぎてしまった月の保険料をまとめて納付しても割引にはなりません。

*前納される場合は、専用の納付書が必要になりますので、南国年金事務所まで連絡してください。

※お問い合わせは、 市民課年金係 ☎ 8 8 0－6 5 5 5）南国年金事務所 ☎ 8 6 4－1 1 1 1）まで

市では、多くの情報を保有し、管理しています。これらの情報を市民の皆さんに広く公開するための手続きや公開の基準を定めた南国市行政情報公開条例を制定しています。

■個人情報保護制度とは

市が保有する個人の情報の収集、保存、利用などのすべてにわたる総合的な保護制度です。

南国市個人情報保護条例は、市が保有する請求者本人の情報を知ることができる「開示請求権」、その情報の適正な処理を申し出ることができる「訂正請求権」を定めた条例です。

◎平成22年度
個人情報保護条例による開示請求と処理状況

開示請求などの件数	内容別件数	処理状況
7	開 示 請 求 7	開 示 5
内訳	開 示 請 求 7	一部開示 1
（市長部局 6	訂 正 請 求 0	－
市長部局外 1	適正処理の申し出 0	－
	苦 情 ・ 相 談 0	－

条例に基づく開示請求が7件ありました。そのほか訂正請求、適正処理の申し出および苦情・相談は、ありませんでした。

※お問い合わせは、
総務課総務係 ☎ 8 8 0－6 5 5 1）まで

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行

これまでは障害等級が1級または2級の障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を同じくする子どもがいる場合に加算を行っていました。平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を同じくすることになった子どもがいる場合にも届出によって加算を行うことになりました。

平成23年3月までは

・受給権発生時に生計を同じくする子どもがいる場合には、受給権発生時から加算の対象となります。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます！

・平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を同じくする子どもがいる場合には、4月から加算の対象となります。

*平成23年3月31日における生計同一関係を確認します。

・平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を同じくする子どもがいることとなった場合は、その事実が発生した時点から加算の対象となります。

◎加算対象となる子どもとは、18歳に達する年度の末日（3月31日）を迎えていない子ども、または20歳未満で障害等級1級または2級に該当する障害状態にある子どもです。